

法人役員等の報酬・出張旅費 に関する規程

社会福祉法人 椿の里

法人役員等の報酬・出張旅費に関する規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人椿の里の役員及び評議員の報酬・出張旅費等について定めるものである。

(定 義)

第 2 条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会・評議員会出席の報酬)

第 3 条 役員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表 1 により報酬を支払うことができる。

なお、同日に合わせて評議員会や法人の業務を行った場合には、第 4 条の報酬は別には支払わないものとする。

2. 評議員が評議員会に出席したときは、別表 1 により報酬を支払うことができる。

(理事長、副理事長、理事及び評議員の報酬)

第 4 条 理事長が理事会、評議員会や法人及び施設の運営のための業務に不定期的ににあたる場合は、別表 2 により毎月定額報酬を支払うことができる。

但し、毎月定額報酬を支払う場合は、別表 1、別表 3 の報酬は支払わないものとする。

2. 副理事長・理事が理事会、評議員会以外の日において法人及び施設運営のために、理事長の命を受けてその業務を行った場合は、別表 3 により報酬を支払うことができる。
3. 評議員が評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務を行った場合は、別表 3 により報酬を支払うことができる。
4. 役員及び評議員は、法人、又は法人が運営する施設の諸行事に参加するための報酬は支給しない。

(監事の報酬)

第5条 監事が理事会及び評議員会に出席した同日にあわせて、監事業務を行った場合は、別には報酬を支払わないものとする。

2. 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導又は監査の業務を行った場合は、別表3により報酬を支払うことができる。

(出張旅費)

第6条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表4により報酬及び旅費等を支払うことができる。

2. 旅費は実費支払いとするが、目的地への最短距離により計算する。

3. 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支払うことができる。

4. 車船運賃等は、その状況により、急行券、特急券、寝台券、及び航空券、タクシー等の実費を支払うことができる。

5. 島外出張及び島外役員の移動日（往復）の報酬は半額を支払うことができる。

6. 出張中の食卓料は1夜あたり別表4の定額により支払うことができる。

7. 旅費等は原則として、事前に概算額を支払い、出張終了後清算することができる。

(適用除外)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第8条 本規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

付 則

1. この規程は、昭和62年12月 1日より施行する。
2. この規程は、平成13年12月 1日一部改正し施行する。
3. この規程は、平成26年 4月 1日全面改正し施行する。
4. この規程は、平成29年 6月20日一部改正し施行する。
5. この規程は、令和 元年 6月21日一部改正し施行する。
6. この規定は、令和 2年 6月29日一部改正し施行する。
7. この規定は、令和 8年 4月 1日一部改正し施行する。

法人役員等の報酬・出張旅費規程別表

別表 1（日額）理事会・評議員会出席報酬の場合

名 称	報 酬	交 通 費 等
理事長・副理事長	8, 0 0 0 円	第 3 条の規程（バス実費） （島外者の場合） 交通費及び宿泊費：実費
理 事	7, 0 0 0 円	第 3 条の規程（バス実費） （島外者の場合） 交通費及び宿泊費：実費
監 事	7, 0 0 0 円	第 3 条の規程（バス実費） （島外者の場合） 交通費及び宿泊費：実費
評 議 員	7, 0 0 0 円	第 3 条の規程（バス実費） （島外者の場合） 交通費及び宿泊費：実費

別表 2（日・月額）不定期に業務にあたる役員の場合

名 称	報 酬	交 通 費	適 用
理事長 （理事会・評議員会、法人・施設の運営業務）	[月額] 4 0, 0 0 0 円	第 4 条 1 （バス実費）	月 6 日目以降は、日額 8,000 円を加算する。

別表 3 島内での法人及び施設のための運營業務の場合

名 称	報 酬	交 通 費	適 用
副理事長 (業務報酬等)	(4時間以内) 8,000円	(バス実費)	第4条の規程 による
	(4時間以上) 12,000円		
理 事 (業務報酬等)	(4時間以内) 7,000円	(バス実費) (島外者の場合) 交通費及び宿泊費：実費	第4条の規程 による
	(4時間以上) 11,000円		
監 事 (監査指導報酬等)	(4時間以内) 8,000円	(バス実費)	第5条の規程 による
	(4時間以上) 12,000円		
評議員 (業務報酬等)	(4時間以内) 7,000円	(バス実費)	第4条の規程 による
	(4時間以上) 11,000円		

別表 4 出張旅費（理事長命により島外出張の場合）

名 称	宿泊費	報 酬	食卓料	交通費・その他実費
理 事 長 副理事長	15,000円	10,000円	2,000円	実 費
理 事	15,000円	9,000円	2,000円	実 費
監 事	15,000円	9,000円	2,000円	実 費
評議員	15,000円	9,000円	2,000円	実 費